

# 「岐阜市育英資金及び母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託 事業者選定に係る公募型プロポーザル」実施要領

## 1 趣旨

岐阜市育英資金及び岐阜市母子父子寡婦福祉資金（以下「岐阜市育英資金等」という。）未収金回収業務について、未収金の適正な回収により制度の安定化を図ることを目的に、委託事業者の選定を行う。

この実施要領は、未収金業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により、公正かつ公平な方法で選定するために必要な事項を定めるものとする。

応募者は、この実施要領等の内容を踏まえ、企画提案書及び関連書類を提出するものとする。

### ※留意事項

令和6年第1回岐阜市議会定例会において、本事業に係る令和6年度岐阜市育英資金貸付事業特別会計及び岐阜市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務委託の執行は行いませんので、予めご了承ください。

なお、上記に伴い、プロポーザル参加者又は受託予定者において損害が生じた場合にあっても、その損害について一切負担しません。

## 2 委託する業務内容等

### (1) 委託業務名

岐阜市育英資金及び母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託

### (2) 業務の内容

「岐阜市育英資金及び母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託仕様書」のとおり

### (3) 業務期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

## 3 委託する債権の概要

### (1) 岐阜市育英資金

岐阜市育英資金貸付に関する条例（昭和46年岐阜市条例第25号）により、生徒又は学生に対し貸し付けた債権。

詳しくは、「岐阜市育英資金貸付に関する条例」及び「岐阜市育英資金貸付に関する条例施行規則」を参照。

令和6年度 委託予定債権：約80件 約19,000千円

（収納状況等により増減の可能性あり）

※過去の委託実績：令和3年度 25件 2,481千円（追加分のみ）

令和4年度 19件 2,106千円（追加分のみ）

### (2) 岐阜市母子父子寡婦福祉資金

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦が扶養している児童の福祉の増進を図ることを目的として貸し付けた債権。

詳しくは、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」、「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」（昭和39年政令第224号）、「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行規則（昭和39年厚生省令第32号）」、「岐阜市母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則」を参照。

令和6年度 委託予定債権：約170件 約47,000千円

（収納状況等により増減の可能性あり）

※過去の委託実績：令和3年度 48件 4,122千円（追加分のみ）

令和4年度 54件 4,289千円（追加分のみ）

#### 4 参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 申請書提出期限の日から契約締結の日までの間に岐阜市競争入札参加資格停止措置要領(昭和62年3月27日決裁)の規定に基づく資格停止を受けていないこと。
- (4) 弁護士法(昭和24年法律第205号)の規定による弁護士又は同法第30条の2第1項に規定する弁護士法人であり、同法第57条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと。
- (5) 令和5年3月31日以前の直近3か年のうち、国、地方公共団体又は独立行政法人における債権回収業務の未収金回収業務の実績を有すること。
- (6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

#### 5 選考方法

「岐阜市育英資金及び母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託事業者選定審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において上記4の参加資格を満たしてい

るプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、評価し、委託先の選定を行う。

## 6 企画提案等

### (1) 企画提案項目

①仕様書並びに評価項目をふまえ、「業務実施方針」、「組織・実施体制」、「業務実施方法」、「福祉的配慮」について、下記表のとおり具体的な作業工程、内容の提案を行うこと。

項番	評価項目	記載内容
1	業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付金の制度概要や委託業務の内容への理解。</li> <li>・債権回収業務に係る法令遵守。</li> <li>・個人情報保護及びセキュリティ対策のための具体的方策等。</li> </ul>
2	組織・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な業務フロー、実施スケジュール等。</li> <li>・業務を遂行するための組織・人員体制。 (本業務に従事可能な弁護士の数及び従業員の数)</li> <li>・責任者と各業務担当者との役割分担や指揮命令系統、市との連絡体制等。</li> <li>・業務を実施する場所、設備環境等について。</li> </ul>
3	業務実施方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文書催告及び電話催告の方法や手順等。</li> <li>・納付相談に対する対応方法や手順等。</li> <li>・集金及び入金の方法や手順等(確認体制・資金の管理方法・早期公金化)。</li> <li>・市への定期報告、随時報告、トラブル発生時の報告等、具体的な実施方法。</li> <li>・回収不能と判断する基準。</li> <li>・債務者からの問合せ、クレーム等に対する具体的な対応方法。</li> </ul>
4	福祉的配慮	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多重債務者・生活困窮者等、債務者の状況を把握するための具体的手法。</li> <li>・福祉的な配慮をもって生活再建等を行うための具体的な手法(助言や支援の対応策等)。</li> <li>・過去の債権回収業務における福祉的な配慮による対応実績等。</li> </ul>
5	委託費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成功報酬額(成功報酬率)</li> </ul>

②未収金回収に関する業務マニュアル等の定めがある場合、その内容。

③その他、アピール等、追加事項。

### (2) 留意事項

- ①企画提案書には、提案者を識別でき得る情報(社名、ロゴ等)を含んではならない。
- ②企画提案書は、1者につき1提案とする。
- ③企画提案書には絵や図面、フロー等を添付するなどし、提案内容を判りやすくすること。

## 7 提出書類等

### (1) 提出書類

- ①岐阜市育英資金及び母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託事業者選定に係る公募型プロポーザル参加表明書(様式1)
- ②暴力団等の排除に係る誓約書兼承諾書(様式2)
- ③企画提案書(原則としてA4版とする。任意様式)
- ④委託費(成功報酬率)見積書(様式3)

※成功報酬率は30%を上限とする。

⑤業務実施実績（参加資格（5）の実績がわかるもの。）

その他添付書類（原則としてA4版とする。任意様式）

⑥弁護士又は弁護士法人であることが分かる書類（写し可）

⑦会社概要等のわかるもの（パンフレット・決算書等。任意様式）

※必要に応じて、上記以外に別途提出を求める場合があります。

## (2) 提出部数

全てA4サイズで、正本、副本それぞれ1部提出すること。

（なお、③企画提案書及びパンフレット等A4サイズにできないものは、7部提出。）

※副本については、すべて片面印刷（白黒、裏面白紙）であること。また、ステープル止め、穴あけ、インデックス、索引等をしないこと。

## (3) 提出期間及び受付時間

### ①提出期間

令和5年10月4日（水）から令和5年10月18日（水）まで

（ただし、岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）に規定する本市の休日を除く。）

### ②受付時間

午前8時45分から午後5時30分まで

※本プロポーザル方式による事業者選定への参加は、参加表明書及び企画提案書の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式4）を上記提出期限までに持参すること。

## (4) 提出場所

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

岐阜市子ども未来部子ども支援課支援係（庁舎2階）

## (5) 提出方法

書類等を上記提出場所まで持参若しくは簡易書留にて郵送すること（※電子メールやファックスでの提出は不可）。なお、郵送の場合は10月18日の午後5時30分までに必着のこと。

※参加表明書等の必要書類は、岐阜市のホームページで入手すること。

URL:<https://www.city.gifu.lg.jp/business/nyuusatsu/1005619/index.html>

## 8 企画提案書等の取扱い

(1) 企画提案書等の提出期間終了後は、企画提案書等に記載された内容の変更は認めない。

(2) 提出された全ての企画提案書等は、返却しない。

(3) 提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

(4) 提出された全ての企画提案書等（(3)の複製を含む。）は、本プロポーザルの目的以外には使用しない。

(5) 提出された企画提案書等は、岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）に基づき、公開請求により公開する場合がある。

## 9 質問及び回答

質問がある場合は、質問票（様式5）を提出すること。

### (1) 質問方法

所定の質問票により、必ず電子メールにより提出すること。

電子メールアドレス：[k-shien@city.gifu.gifu.jp](mailto:k-shien@city.gifu.gifu.jp)

### (2) 質問票提出期限

令和5年10月10日（火） 午後5時30分まで

### (3) 質問の回答方法

質問票に記載された電子メールアドレスに電子メールで回答するとともに、質問者を伏せた形で岐阜市のホームページに掲載する。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には、回答しないことがある。

なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

### (4) 質問の回答予定日

令和5年10月16日（月）

## 10 審査の方法

審査委員会にて、企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を実施し、評価基準に基づき最優秀者1者を選定する。ただし、審査により次点の者を優秀者として選定する場合がある。

なお、参加事業者が4者を超える場合には、一次審査として書類審査を行い、4者を二次審査実施対象者として選定しプレゼンテーションによる審査を実施する。

※審査の過程で、企画提案書等の内容につき市から質問することがある。

### 1.1 プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査は、令和5年11月2日（木）に実施予定である。

なお、日時、場所、留意事項等については、プレゼンテーション審査参加者に令和5年10月23日（月）までに電子メールで通知する。

### 1.2 審査の基準

評価に当たっては、岐阜市育英資金及び母子父子寡婦福祉資金未収金回収業務委託事業者選定審査委員会において、評価項目ごとに採点し、合計得点を算出する。選定に当たっては、総合得点（※）の最も高い事業者を最優秀者として、契約交渉を実施する。ただし、最優秀者と契約をしない場合、次点の者と契約する場合がある。なお、評価項目は、別表のとおりとする。

※ 総合得点とは、各審査委員の合計評点を合算して得た数値を審査の対象となった審査委員数で除した平均の数値とする。

### 1.3 審査結果の通知

審査結果は、審査実施後、速やかに参加者全員に文書で通知する。ただし、評点を算出するための計算式は、公開しないものとする。また、結果に対する異議は、受け付けない。

#### 1 4 事業者選定に係る日程

- |              |                           |
|--------------|---------------------------|
| (1)募集の公示     | 令和5年10月4日(水)から10月18日(水)まで |
| (2)質問受付      | 令和5年10月4日(水)から10月10日(火)まで |
| (3)質問に対する回答  | 令和5年10月16日(月)             |
| (4)必要書類の提出期限 | 令和5年10月18日(水)             |
| (5)審査及び決定    | 令和5年11月2日(木)              |
| (6)審査結果通知発送  | 令和5年11月9日(木)              |
| (7)契約締結      | 令和6年4月1日(月)               |

※日程については、岐阜市の都合で変更する場合がある。

#### 1 5 事務局

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

岐阜市子ども未来部子ども支援課(庁舎2階)

支援係 担当 粕谷、萩原、田仲

Tel058-214-2396(直通)

電子メールアドレス:k-shien@city.gifu.gifu.jp

#### 1 6 その他

- (1)本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。
- (2)提案に要する費用は、全て各提案者の負担とする。
- (3)本業務を委託する相手方の決定については、選定された最優秀者を対象として岐阜市の事務手続を経た上で決定されるので、事業者の選定をもって本業務を委託する相手方を決定するものではない。
- (4)本件プロポーザルを公告した以後、審査委員会委員と本業務に関する接触を求めた企画提案者は、失格とする。
- (5)企画提案書等に虚偽の記載をした場合には、企画提案書等を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領に規定する資格停止措置を行うことがある。
- (6)本業務は、債務者等との長期継続的な関係性に基づいて実施される業務であることから、次年度も契約を更新する場合がある。

別表

### 評価項目について

次の各評価項目に基づき、各審査委員が審査を行う。

項番	評価項目	記載内容
1	業務実施方針	<ul style="list-style-type: none"><li>・貸付金の制度概要や委託業務の内容への理解。</li><li>・債権回収業務に係る法令遵守。</li><li>・個人情報保護及びセキュリティ対策のための具体的方策等。</li></ul>
2	組織・実施体制	<ul style="list-style-type: none"><li>・具体的な業務フロー、実施スケジュール等。</li><li>・業務を遂行するための組織・人員体制。 (本業務に従事可能な弁護士の数及び従業員の数)</li><li>・責任者と各業務担当者との役割分担や指揮命令系統、市との連絡体制等。</li><li>・業務を実施する場所、設備環境等について。</li></ul>
3	業務実施方法	<ul style="list-style-type: none"><li>・文書催告及び電話催告の方法や手順等。</li><li>・納付相談に対する対応方法や手順等。</li><li>・集金及び入金の方法や手順等(確認体制・資金の管理方法・早期公金化)。</li><li>・市への定期報告、随時報告、トラブル発生時の報告等、具体的な実施方法。</li><li>・回収不能と判断する基準。</li><li>・債務者からの問合せ、クレーム等に対する具体的な対応方法。</li></ul>
4	福祉的配慮	<ul style="list-style-type: none"><li>・多重債務者・生活困窮者等、債務者の状況を把握するための具体的手法。</li><li>・福祉的な配慮をもって生活再建等を行うための具体的な手法(助言や支援の対応策等)。</li><li>・過去の債権回収業務における福祉的な配慮による対応実績等。</li></ul>
5	委託費	<ul style="list-style-type: none"><li>・成功報酬額(成功報酬率)</li></ul>